

協会けんぽの2024(令和6)年度決算見込み(医療分)について

< 協会会計と国の特別会計との合算ベース >

令和7年7月15日 令和7年度第1回評議会

- P. 2～4 2024年度決算(見込み)のポイント
- P. 5～6 令和6年度島根支部収支について

2024年度 決算(見込み)のポイント

< 協会会計と国の特別会計との合算ベース >

収入は **11兆8,525億円**

⇒ 前年度比2,421億円の増加(+2.1%)。主な要因は、被保険者数及び賃金(賞与含む。)の増加による保険料収入の増加。

○ 保険料収入:10兆6,490億円(前年度比 +3,492億円) <詳細は7ページ、8ページを参照>

被保険者数及び賃金(賞与含む。)の増加が主な要因

被保険者数が前年度比+1.7%、標準報酬月額が前年度比+1.6%

○ 国庫補助等:1兆1,690億円(前年度比 ▲1,184億円)

保険給付費等国庫補助金が約1,220億円減少。前期高齢者の医療給付費にかかる財政調整における報酬調整(導入の範囲は1/3)の導入により、協会に対して国から措置されていた国庫補助の一部が廃止されたことが主な要因

支出は **11兆1,939億円**

⇒ 前年度比497億円の増加(+0.4%)。主な要因は、「医療費(加入者1人当たり医療給付費)」の増加による保険給付費の増加、後期高齢者支援金の増加による拠出金等の増加。

○ 保険給付費:7兆2,552億円(前年度比 +1,040億円) <詳細は7ページ、8ページを参照>

加入者1人当たりの医療給付費が増加(+1.0%)したことが主な要因

なお、人数(加入者:被保険者+被扶養者)の増減が保険給付費に与えた影響については、被保険者数の増加によるものが大きかった一方で、被扶養者数が減少したことから、トータルの影響額は微増であった。

○ 拠出金等:3兆6,195億円(前年度比 ▲1,030億円) <詳細は9ページ、10ページを参照>

前期高齢者の医療給付費にかかる財政調整における報酬調整(導入の範囲は1/3)の導入により前期高齢者納付金が減少したことが主な要因

○ その他支出:3,193億円(前年度比 +487億円)

協会システム基盤のリース満了やマイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する対応等により協会事務費の執行額が増加したことが主な要因

この結果、2024年度の収支差は、前年度比**1,923億円**増加し、**6,586億円**となった。

- 保険料収入等による収入の増加(前年度比+2,421億円)が保険給付費や後期高齢者支援金等による支出の増加(同+497億円)を上回ったことにより、単年度収支差は前年度比で1,923億円の増加。
- 保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっている。医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止(2024年3月末廃止)等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要がある。
- 協会けんぽの今後の財政については、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加は見込まれるものの、現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと、協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること、団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること等に留意が必要である。
また、「経済財政運営と改革の基本方針2025(2025年6月13日閣議決定)」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要がある。
- 2024年度末の準備金残高は5兆8,662億円(保険給付費等に要する費用の6.6ヵ月分相当)

協会けんぽ(医療分)の 2024年度決算見込み

(単位:億円)

		2023 (R5) 年度		2024 (R6) 年度	
		決算	(前年度比)	決算見込み	(前年度比)
収入	保険料収入 ＜伸び率＞	102,998	(+2,577) ＜2.6%＞	106,490	(+3,492) ＜3.4%＞
	国庫補助等	12,874	(+418)	11,690	(▲1,184)
	その他	233	(+16)	346	(+113)
	計 ＜伸び率＞	116,104	(+3,011) ＜2.7%＞	118,525	(+2,421) ＜2.1%＞
支出	保険給付費 ＜伸び率＞	71,512	(+1,993) ＜2.9%＞	72,552	(+1,040) ＜1.5%＞
	[医療給付費]	[64,542]	(+1,819)	[65,354]	(+812)
	[現金給付費]	[6,970]	(+174)	[7,198]	(+228)
	拠出金等 ＜伸び率＞	37,224	(+1,358) ＜3.8%＞	36,195	(▲1,030) ＜▲2.8%＞
	[前期高齢者納付金]	[15,321]	(+11)	[12,863]	(▲2,458)
	[後期高齢者支援金]	[21,903]	(+1,347)	[23,332]	(+1,429)
	[退職者給付拠出金]	[0]	(▲0)	[0]	(▲0)
	その他	2,705	(▲683)	3,193	(+487)
計 ＜伸び率＞		111,442	(+2,668) ＜2.5%＞	111,939	(+497) ＜0.4%＞
単年度収支差		4,662	(+343)	6,586	(+1,923)
準備金残高		52,076	(+4,662)	58,662	(+6,586)

保険料率	10.00%	(±0.0%)	10.00%	(±0.0%)
------	--------	---------	--------	---------

※ 2024年度における法令で義務付けられた準備金(保険給付費等の1か月分相当)は8,856億円。2024年度末の準備金残高は保険給付費等に要する費用の6.6ヶ月分に相当。
※ 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。また、数値については今後の国の決算の状況により変動し得る。

	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
平均標準報酬月額 ＜被保険者1人当たり＞	30.4 (+2.0%)	30.9 (+1.6%)

	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
被保険者数	2,515.3 (+0.0%)	2,558.5 (+1.7%)

注) 年度平均の数値

	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
1人当たり保険給付費 ＜加入者1人当たり＞	18.1 (+4.0%)	18.3 (+1.2%)
(再掲) [1人当たり医療給付費]	[16.3] (+4.1%)	[16.5] (+1.0%)

	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
加入者数	3,956.3 (▲1.1%)	3,964.9 (+0.2%)

扶養率	0.573	0.550
-----	-------	-------

注) 年度平均の数値

令和6年度島根支部収支について

令和6年度島根支部収支

(百万円)

		島根支部		全国	
			前年度比		前年度比
収入	保険料収入	53,185	▲ 1,011	10,648,967	349,161
	一般分	53,178	▲ 1,011	10,647,587	349,149
	その他収入	165	57	33,879	12,538
	債権回収以外	97	56	19,171	11,325
	債権回収	68	0	14,708	1,213
		53,350	▲ 954	10,682,846	361,699
支出	医療給付費(調整後)(国庫補助を除く)	29,782	659	5,679,966	118,507
	医療給付費(A)ー(B)	33,915	589	5,679,966	118,507
	医療給付費(A)	33,915	589	5,682,023	118,720
	災害特例分(B)	令和4年度の協会手当分(B)	0	348	▲ 15
		波及増分(B2)	0	1,709	227
	年齢調整額	▲ 1,383	32	-	
	所得調整額	▲ 2,750	38	-	
	現金給付費等(国庫補助等を除く)	2,734	76	543,002	24,816
	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	17,609	▲ 413	3,497,060	▲ 15,772
	業務経費(国庫補助を除く)	942	56	187,056	14,448
	一般管理費(国庫補助を除く)	319	105	63,275	21,648
	その他支出	271	24	53,909	5,715
	令和4年度の収支差の精算	▲ 707	▲ 1,090	-	
	インセンティブ分	▲ 434	▲ 487	-	
		50,516	▲ 1,070	10,024,267	169,363
収支差		2,834	116	658,579	192,336
	全国平均分	3,316	924	658,579	
	地域差分	※ ▲ 483	▲ 808	-	

【参考値】

収支差（地域差分）の保険料率換算
令和8年度保険料率への影響

支部別収支差 (地域差分)	総報酬額 (6年度実績)	保険料率換算
(a)	(b)	(a)/(b)*100
※ ▲ 483	536,069	▲ 0.09

・ 令和8年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和6年度の都道府県支部ごとの収支における収支差（地域差分）について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。

・ 令和8年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和6年度の支部の収支差（地域差分）を令和8年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、表中の保険料率換算（収支差（地域差分）を令和6年度の総報酬額の実績で除したもの）とは異なる。

- 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
- 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
- 医療給付費は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う令和6年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
- （B1）は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和4年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、（A）から控除するものである。また、（B2）は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分（国庫補助を除く。波及増分）を表す。
- 「令和4年度の収支差の精算」は、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算（健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの）を表す。
- 「インセンティブ」は、令和4年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額（健康保険法施行令第45条の2第1号口及びニ並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの）を表す。
- 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う波及増分（B2）が暫定値であるため、数値は今後変わらう。